

暖簾の実務とその理論的背景

藤井保紀

- I. はじめに
- II. 暖簾とは何か
 - 1. 暖簾の計上と処理
 - 2. 暖簾の現実像と理論像
- III. 暖簾の定義と構成要素
 - 1. 暖簾の定義
 - 2. 暖簾の構成要素
- IV. 暖簾の資産性
 - 1. 資産性の検討 (FASB)
 - 2. 資産性の検討 (IASB)
- V. 暖簾と無形資産との境界
 - 1. 無形資産のスペクトラム
 - 2. 境界の画定
- VI. まとめ

I. はじめに

日本、アメリカ、イギリスなど各国の会計基準、国際財務報告基準において暖簾（のれん）は無形資産として取り扱われている。無形資産は有形資産に比べると必ずしも容易に理解されるものではないが、その中でも暖簾は特異な属性を持つ無形資産である。常にAとBとの差額としてしか発生しないからである。典型的な例では、Aは買収企業が支払った買収対価であり、Bは被買収企業の純資産の公正価値である。

一方、近年における世界的規模での企業買収（M&A）の盛行により、暖簾は企業経営者、投資家、銀行家（特にインベストメント・バンカー）、アナリスト、会計学者、会計基準設定主体、管轄官庁など多くの関係者から強い関心を呼んでいる。暖簾の会計処理の方法が企業買収の決断および爾後の企業経営に大きな影響を与えるからである。

本稿はそうした事実を背景にして暖簾の実務とその理論的背景を探ろうとするものである。構成は以下のとおりである。第2章では、まず暖簾に関する生きた実例としてソニーによるコロンビア・ピクチャーズ・エンタテインメント社（CPE社）の買収を考察する。次いで、暖簾の現実像と理論像を比較検討し、

両者の間には懸隔が存在することを確認する。第3章では、2つのアプローチによって暖簾を定義し、さらに暖簾の構成要素を検討する。第4章では、暖簾の資産性に関して実務性と規範性の両面から検討する。第5章では、暖簾とそれ以外の無形資産との境界について検討する。最後に以上の検討のまとめを置いて小括とする。

II. 暖簾とは何か

1. 暖簾の計上と処理

暖簾に関する諸問題を考えるに当たり、ソニーによるコロンビア・ピクチャーズ・エンタテインメント社（CPE社）の買収事例を検討することからはじめたい。この事例研究の目的は、買収によって生じた巨額な営業権を追跡することにより、暖簾の特徴と会計処理を考察し、検討することにある。

(1) CPE社の買収と暖簾の発生

1989年の秋ソニーはアメリカのCPE社を買収し、人々を驚かせた。CPE社は「アラビアのロレンス」や「クレイマー、クレイマー」などの名画を生み出してきた名門映画会社である。加えて、ハリウッドを中心とする映画産業はアメリカ文化そのものといわれてきた。

アメリカ文化の象徴である名門会社が日本企業に買収されたのである。これがいかに衝撃的な事件だったかは、有力な世論形成誌である「ニューズウィーク」誌の1989年10月9日号に見て取れる。同号の表紙には、着物を着て日本髪を結った女性が、台座にのって自由の女神が持つトーチを掲げた絵が大きく描かれ、脇に巨大な活字で「日本がハリウッドに入ってくる」と書いてある。¹⁾さらに同誌はカバー・ストーリーでこの買収を取り上げ、「『文化の殿堂』までも買われてたまるか」と書いた。²⁾

ビジネス的に見れば、この買収は、将来を見据えたソニーの企業戦略の重要な一環であり、十分理解できるものであった。とは言え、国内では企業買収(M&A)がほとんどみられなかった1989年当時の日本企業が、アメリカ文化を象徴する名門企業を、巨額な資金で買収したことはセンセーショナルな出来事であった。

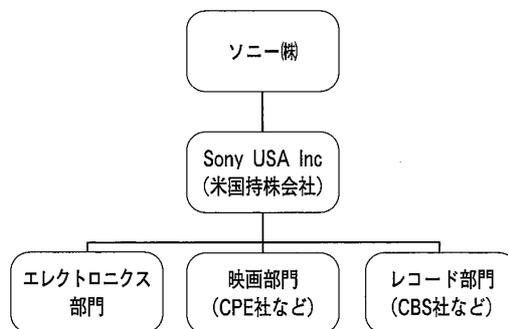
CPE社の買収額は約34億ドルであった。また、新生CPE社のトップ経営者としてP.グーバーとJ.ピーターズの両氏を招聘するために、約2億ドルでザ・グーバー・ピーターズ・エンタテインメント・カンパニー(GPEC社)を同時に買収した。³⁾買収は、ソニーの米国持株子会社であるSony USA Inc.社のさらに100%子会社であるSony Columbia Acquisition Corp.社を通じて公開買い付け(TOB)によって行なわれた。⁴⁾こうした事業構造を図にしたのが図表1である。CPE社買収後Acquisition社は親会社または事業会社に合併され、組織図からは消滅した。

ソニーは約36億ドル(当時の為替レートで約5,650億円)を現金で支払った。そのほぼ全額が連結貸借対照表に営業権として計上された。営業権は、一般的には暖簾といわれている。暖簾は、ソニーが支払った買収対価と

CPE社などの被買収会社の価値(純資産の公正価値)との差額である。ソニーはこれらの企業の将来性を高く評価し、各企業の価値以上で購入したのである。

CPE社買収時にはソニーはニューヨーク証券取引所へ上場していたことから、連結財務諸表は当時のアメリカの会計基準で作成されている。そのため1989年のCPE社、GPEC社を含む4件の買収はパーチェス法で処理され、⁵⁾⁶⁾営業権には主として40年の均等償却が適用された。⁷⁾

図表1：ソニーの米国事業構造



(2) CPE社の業績

ソニーが買収する直前のCPE社は、業績が余りよくなかった。前述の「ニューズウィーク」誌は次のように記述している。⁸⁾

「業績は数年前から低迷していたし、経営トップは何度も入れ替わっていた。82年にコカ・コーラに7億5,000万ドルで買収されてからも、トラブルは絶えなかった。・・・大作『イシュタール』(1987年)が惨めな失敗に終わると・・・コカ・コーラは映画への興味を失ってしまった。・・・そして88年11月、コカ・コーラはソニーとの話し合いを始めたのである」

事実、図表2にみるとおりCPE社の収益状況は、連結ベースで1986年12月期に1億ド

1) ニューズウィーク誌の日本語版では1989年10月12日号になり、表紙の記事タイトルも「コロンビア映画買収 ソニー進撃」に変わっている。
 2) 日本語版の1989年10月12日号、p.8
 3) ソニーの1990年3月期年次報告書、p.38
 4) 筆者の問合せに対するソニーの回答(2006年9月)

5) ソニーの1990年3月期年次報告書、p.38
 6) Accounting Principles Board of AICPA (1970a), par.8
 7) Accounting Principles Board of AICPA (1970a), par.90 およびAccounting Principles Board of AICPA (1970b), par.9
 8) ニューズウィーク誌日本語版、1989年10月12日号 p.11

図表 2 : CPE社の連結損益計算書 (要約)

(単位:千ドル)

| | 1986年1月1日 ～12月31日 | 1987年1月1日 ～12月17日 | 1987年12月18日～ 1988年2月29日 | 1988年3月1日～ 1989年2月28日 |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------------|--------------------------|
| 売上高 | 1,354,989 | 1,065,987 | 217,024 | 1,615,724 |
| 売上原価+一般 管販費 | 1,128,178 | 920,702 | 237,435 | 1,468,142 |
| 構造改革・再評 価引当金 | — | 100,000 | — | — |
| フィルム資産 消却引当金 | — | — | 114,000 | — |
| 営業利益 | 226,811 | 45,285 | (134,411) | 147,582 |
| 営業外+特別損 益 | (21,974) | (11,287) | (13,397) | (99,887) |
| 法人税等 | 102,880 | (16,658) | (43,179) | 25,946 |
| 当期純利益 | 101,957 | 50,656 | (104,629) | 21,749 |

(出典) CPE社財務諸表 1989年2月期版

ルの利益を上げたものの、1987年12月期(変則351日決算)には1億ドルの再構築引当金を計上したために、純利益は5,066万ドルへ半減した。さらに1988年2月期(変則74日決算)では、保有するフィルム資産の消却引当金を1.1億ドル計上したこともあり、1億ドルを超える最終損失となった。翌1989年2月期は利益を上げたが、その額は2,175万ドルであり、総資産の35.6億ドルに対する比率(ROA)は0.61%という低率であった。企業内容はかなり弱体化していたのである。

CPE社の経営不振は財務面(図表3の連結貸借対照表)からもうかがえる。

資産面では、棚卸資産(主として映画フィルム)が最大の単独項目である。棚卸資産は1989年2月末で11億ドルに達し、総資産の30.9%を占めていた。しかしながら、前述のとおり、1988年2月期には不良資産処理のために1億ドル余を引当金へ計上している。また、6億ドルにも上がる暖簾が存在する。同決算期には暖簾の償却費として9,603万ドルを計上している。

負債・資本面では13億ドルの長期借入金を有していた。株主資本は11億ドル弱である。

CPE社の業態から言って映画フィルム資産は貴重な財産である。1988年2月期に不良

図表 3 : CPE社の連結貸借対照表 (要約)

(単位:百万ドル)

| | 1988年2月29日現在 | 1989年2月28日現在 |
|-----------|--------------|--------------|
| 流動資産 | 1,034.5 | 786.7 |
| 固定資産 | 2,388.4 | 2,778.2 |
| (うち棚卸資産) | (1,012.2) | (1,100.7) |
| (うち暖簾) | (603.8) | (651.2) |
| 資産合計 | 3,422.9 | 3,564.9 |
| 流動負債 | 817.1 | 586.8 |
| 固定負債 | 1,564.0 | 1,917.4 |
| (うち長期借入金) | (1,042.0) | (1,313.8) |
| 株主資本 | 1,041.8 | 1,060.7 |
| 負債・資本合計 | 3,422.9 | 3,564.9 |

(出典) CPE社財務諸表 1989年2月期版

在庫整理を終えた後の計上額は11億ドルであった。しかし、この金額は長期借入金の13億ドルよりも少ない。映画会社の虎の子資産が借入金の返済に十分ではないことになる。また、6億ドル余に上る暖簾の価値は計上額に見合ったものであったのかは不詳である。

前述のとおり、CPE社関連の買収に伴い買収金額がほぼそのまま営業権として計上された。ソニーはその理由について、CPE社買収後、資産、負債の時価による再評価を行なったところ、CPE社の借入金などの負債が大きかったことや映画のライブラリや仕掛品(在庫)の評価の影響などの結果、連結財務諸表に連結されるCPE社の純資産がほぼゼロになったため、買収金額がほぼ全額営業権になった、と説明している。⁹⁾当時のCPE社の収益力および財務状態を勘案すると、ソニーの会計処理は妥当であったと思われる。

(3) 買収の影響：ソニーグループ連結財務諸表

① 連結貸借対照表

図表4に1989年3月期と1990年3月期のソニーの連結貸借対照表(要約)を示した。1990年3月期の資産合計は4兆3,701億円と前年同期に比べて2兆53億円と実に84.8%の著増を示している。CPE社関連の買収の影響と考えられるのは、資産側では、受取手形・売掛金および棚卸資産を中心として流動資産が+7,677億円と対前期比で53.5%増加し、さらに営業権が+5,702億円と同963.2%の著増を示していることである。

一方、負債・資本面では、CPE社、GPEC社等の負債を引き継いだことが主因となって、流動負債が9,106億円増加した(対前期比+83.9%)。また、買収資金の一部を転換社債で調達したことにより、固定負債も5,744億円(同+162.8%)増加し、買収資金の他の一部を増資によって調達したため、資本勘定も5,183億円(同+56.8%)の増加をみている。連結貸借対照表をみると、ソニーにとってCPE社関連の買収はかなり重いものであ

たことが分かる。

図表4：ソニーの連結貸借対照表(1)

(単位：億円)

| | 1989/3期 | 1990/3期 |
|---------|---------|---------|
| 流動資産 | 14,338 | 22,015 |
| 長期棚卸資産 | — | 1,688 |
| 投資・貸付金 | 1,134 | 1,684 |
| 有形固定資産 | 5,448 | 8,681 |
| その他の資産 | 2,728 | 9,633 |
| (うち営業権) | (592) | (6,294) |
| 資産合計 | 23,648 | 43,701 |
| 流動負債 | 10,853 | 19,959 |
| 固定負債 | 3,528 | 9,272 |
| 少数株主持分 | 149 | 169 |
| 資本 | 9,118 | 14,301 |
| 負債・資本合計 | 23,648 | 43,701 |

(出典)ソニーの年次報告書(連結)1990年3月期

② 連結損益計算書

図表5に1989年3月期と1990年3月期のソニーの連結損益計算書(要約)を示した。

売上高は、買収日以降のCPE社などの被買収会社の経営成績を取り込んだために、2兆9,452億円(対前年度比33.8%増)となり、当期純利益も1,028億円(同41.8%増)に増加しているが、貸借対照表での変化に比べれば比較的穏やかなものであった。

図表5：ソニーの連結損益計算書(1)

(単位：億円)

| | 1989/3期 | 1990/3期 |
|-------------|---------|---------|
| 売上高 | 22,015 | 29,452 |
| 売上原価等 | 20,410 | 26,500 |
| (うち営業権一時償却) | (—) | (—) |
| 営業利益 | 1,605 | 2,952 |
| その他収益費用 | 50 | △678 |
| 税引前利益 | 1,655 | 2,274 |
| 法人税等 | 951 | 1,270 |
| 持分法投資損益 | 21 | 24 |
| 当期純利益 | 725 | 1,028 |

(出典)ソニーの年次報告書(連結)1990年3月期

⁹⁾ 筆者の問合せに対するソニーの回答(2006年8月)

(4) 買収の影響：ソニー単独財務諸表

① 単独貸借対照表

図表6に1989年3月期と1990年3月期のソニーの単独貸借対照表を示した。

1990年3月期の実績を前年度と比較すると、総資産の著しい増加が目につく。7,466億円、率にして53.9%の著増である。資産面では、流動資産が3,699億円（対前期比+52.2%）の増加、投資等が3,208億円（同+60.9%）の増加を示している。流動資産の増加の主因は、現金・預金の増加2,187億円である。これは増資および転換社債の発行による手取り金が一時的に滞留したものである。投資等の増加は、子会社株式の増加2,990億円である。CPE社の買収のために米国子会社の増資を行なったものである。

負債・資本面では、固定負債の増加が3,092億円（同+143.8%）、資本の増加が3,708億円（同+49.5%）である。前者は転換社債の増加2,226億円が主因であり、後者は資本金・資本準備金の増加3,272億円が主因である。

CPE社関連の買収は、単独貸借対照表には投資等の増加と資金調達手段である転換社債と資本の増加となって現れている。

図表6：ソニーの単独貸借対照表(1)

(単位：億円)

| | 1989/3期 | 1990/3期 |
|---------|---------|---------|
| 流動資産 | 7,087 | 10,786 |
| 有形固定資産 | 1,406 | 1,917 |
| 無形固定資産 | 92 | 140 |
| 投資等 | 5,270 | 8,478 |
| 資産合計 | 13,855 | 21,321 |
| 流動負債 | 4,206 | 4,872 |
| 固定負債 | 2,150 | 5,242 |
| 資本 | 7,499 | 11,207 |
| 負債・資本合計 | 13,855 | 21,321 |

(出典) ソニーの年次報告書(単独) 1990年3月期

② 単独損益計算書

図表7に1989年3月期と1990年3月期のソニーの単独損益計算書を示した。

1990年3月期は増収増益であり、好調な決算であった。

図表7：ソニーの単独損益計算書(1)

(単位：億円)

| | 1989/3期 | 1990/3期 |
|-------|---------|---------|
| 売上高 | 12,582 | 15,365 |
| 売上原価等 | 12,094 | 14,751 |
| 営業利益 | 488 | 614 |
| 経常利益 | 772 | 932 |
| 税引前利益 | 772 | 958 |
| 法人税等 | 352 | 376 |
| 当期純利益 | 420 | 582 |

(出典) ソニーの年次報告書(単独) 1990年3月期

(5) 営業権の一時償却

ソニーは1994年11月になり同年度第2・4半期においてCPE社買収に伴う映画部門の営業権2,652億円を一時償却したこと、ならびに、この一時償却を主な理由として、同年度上半期の連結業績が3,096億円の損失になったことを発表した。¹⁰⁾

経営不振にあったCPE社を買収したソニーは、買収後抜本的なてこ入れを行い、1991年8月には支援意志を明確にするために同社をソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント社(SPE社)へ社名変更した。ソニーの支援によりSPE社の業績は息を吹き返したかに見えたが、その後再度「低迷し始め、1994年3月に終了した年度においては、大幅な営業赤字を計上するなど、多額な投資に見合うだけの十分な収益を上げるにはいたらなく」なっていた。¹¹⁾¹²⁾

その結果、既述のように営業権2,652億円を一時償却するに至った。同社の1995年3月期の連結財務諸表にはこの一時償却について以下の説明がある。¹³⁾

- ① 当事業年度の第2・四半期に、営業権を含む買収企業に対する投資簿価の評価についての会計処理方法を変更した。変更前の方法では、営業権を含む買収企業

¹⁰⁾ ソニーの1994年11月17日付プレスリリース「1994年度上半期業績のご通知」

¹¹⁾ ソニーの1995年3月期年次報告書、p.29

¹²⁾ ソニーは100%子会社の財務データを公表していないので、本ステートメントの数字的裏づけは不可能である。

¹³⁾ ソニーの1995年3月期の連結財務諸表の注記3

への投資簿価の回収可能性を将来の営業キャッシュ・フローの割引をしない予測値の価額と見積残存価額にもとづいて評価していた。

- ② 当該四半期に、新たに予測キャッシュ・フローを割引く方法を採用した。投資を維持するために必要な資本コストの影響を考慮に入れるため、投資の回収可能性を測定するには、新しい方法である割引キャッシュ・フロー法がより優れた方法であると認識している。
- ③ 会計処理方法の変更の結果、映画部門の営業権2,652億円を一時償却した。この新しい会計処理法はその他の買収企業に対する投資の評価にも適用されるが、映画部門以外での一時償却は発生していない。

買収後1994年に至るまでに映画部門の価値が大幅に低下し、同部門の帳簿価額が同部門から将来発生すると予想されるキャッシュ・フローの現在価値を大きく上回ることとなった。その結果、1995年3月期に巨額の一時償却を計上するのやむなきに至ったのである。

(6) 一時償却の影響：ソニーグループ連結財務諸表

① 連結貸借対照表

図表8に1994年3月期および1995年3月期の連結貸借対照表を示した。

1995年3月期の実績を前年度と比較すると、資産総額は460億円(率にして1.1%)の減少とほとんど変化がなかった。しかし、CPE社関連の暖簾の一時償却を受けて、営業権が3,031億円(対前期比-71.4%)減少した。負債・資本側では、純損失の計上により資本が3,218億円(同-24.2%)減少した。一方、短期借入金の増加1,526億円により流動負債が2,014億円(同+14.3%)増加している。

資本勘定の減少により自己資本比率は、1994年3月期の31.1%から1995年3月期には23.9%へとかなり悪化している。

図表8：ソニーの連結貸借対照表(2)

(単位：億円)

| | 1994/3期 | 1995/3期 |
|---------|---------|---------|
| 流動資産 | 20,237 | 21,467 |
| 長期棚卸資産 | 1,682 | 1,416 |
| 投資・貸付金 | 2,985 | 4,849 |
| 有形固定資産 | 10,494 | 10,293 |
| その他の資産 | 7,301 | 4,214 |
| (うち営業権) | (4,245) | (1,214) |
| 資産合計 | 42,699 | 42,239 |
| 流動負債 | 14,076 | 16,090 |
| 固定負債 | 14,366 | 15,080 |
| 少数株主持分 | 961 | 991 |
| 資本 | 13,296 | 10,078 |
| 負債・資本合計 | 42,699 | 42,239 |

(出典) ソニーの年次報告書(連結)

1995年3月期

② 連結損益計算書

図表9に1994年3月期および1995年3月期の連結損益計算書を示した。1994年度第2・四半期における2,652億円の一時償却により、1995年3月期は営業利益段階で1,706億円の赤字であった。営業外の様々な項目を加減した結果、当期純利益は2,934億円という未曾有の大赤字を記録した。この金額はソニーの単独利益の5年分以上に当たる。

図表9：ソニーの連結損益計算書(2)

(単位：億円)

| | 1994/3期 | 1995/3期 |
|-------------|---------|---------|
| 売上高 | 37,337 | 39,834 |
| 売上原価等 | 36,340 | 41,540 |
| (うち営業権一時償却) | (-) | (2,652) |
| 営業利益 | 997 | △1,706 |
| その他収益費用 | 25 | △503 |
| 税引前利益 | 1,022 | △2,209 |
| 法人税等 | 786 | 652 |
| 少数株主損益等 | △83 | △73 |
| 当期純利益 | 153 | △2,934 |

(出典) ソニーの年次報告書(連結) 1995年3月期

(7) 一時償却の影響：ソニー単独財務諸表

① 単独貸借対照表

図表10に1994年3月期および1995年3月期のソニーの単独貸借対照表を示した。

1995年3月期の総資産の増加は2,181億円(対前年比+9.0%)と比較的緩やかであり、全体として穏やかな推移を示している。連結貸借対照表に表れた営業権の減少はここではみられない。一方、投資勘定が2,575億円(+22.1%)増加している。

前述の巨額な一時償却は、単独貸借対照表へ影響を与えていない。CPE社を直接支配下においていたのはソニーの米国子会社であるSony USA Inc.社であったが、同社は傘下にエレクトロニクス、映画、レコードなどの子会社(ソニー本体との関係では孫会社)を擁していた。CPE社関連の巨額損失にも拘わらず、ソニーによるSony USA Inc.社への投資価値は投資簿価の50%を下回らなかったため、評価減は行なっていない。¹⁴⁾このため、単独貸借対照表では、ソニー本体による米国子会社への追加投資のみが表れている。

図表10：ソニーの単独貸借対照表(2)

(単位：億円)

| | 1994/3期 | 1995/3期 |
|---------|---------|---------|
| 流動資産 | 9,498 | 9,240 |
| 有形固定資産 | 2,780 | 2,680 |
| 無形固定資産 | 391 | 355 |
| 投資等 | 11,668 | 14,243 |
| 資産合計 | 24,337 | 26,518 |
| 流動負債 | 6,161 | 7,989 |
| 固定負債 | 5,801 | 5,972 |
| 資本 | 12,375 | 12,557 |
| 負債・資本合計 | 24,337 | 26,518 |

(出典) ソニーの年次報告書(単独) 1995年3月期

② 単独損益計算書

図表11に1994年3月期および1995年3月期のソニーの単独損益計算書を示した。本計算書を見る限り、1995年3月期の業績は増収増益を示し、順調に推移している。配当は前期

¹⁴⁾ 筆者の問合せに対するソニーの回答(2006年8月)

と同じ年間50円(うち中間配当25円)であった。

単独損益計算書には、連結損益計算書に表れた一時償却およびその結果としての2,934億円の当期純損失は表れていない。これらは米国子会社における会計処理であり、ソニー本体へは波及しなかった。正しい会計処理であるが、巨額損失の真の姿が見え難くなっている。

図表11：ソニーの単独損益計算書(2)

(単位：億円)

| | 1994/3期 | 1995/3期 |
|-------|---------|---------|
| 売上高 | 16,983 | 18,819 |
| 売上原価等 | 16,953 | 18,628 |
| 営業利益 | 30 | 191 |
| 経常利益 | 305 | 514 |
| 税引前利益 | 316 | 514 |
| 法人税等 | 16 | 151 |
| 当期純利益 | 300 | 363 |

(出典) ソニーの年次報告書(単独) 1995年3月期

(8) 一時償却の影響：ソニーの株価と時価総額

ソニーの株価は1994年11月の前半は5,700円から5,900円の水準にあり、17日は5,790円で取引を終えていた。¹⁵⁾翌18日は、前日に発表された連結ベースでの巨額赤字の報道を受けて売り注文が殺到し、終値は5,480円と前日比310円の大幅安となった。出来高は、397万株と、普段の約10倍に達した。それ以降もソニー株の売りの勢いは衰えず、24日まで株価は下げ続けた。24日には取引時間内に年内最安値となる5,000円をつけた後、株価は上昇に転じた。11月後半のソニーおよび東証平均の株価ならびに出来高は図表12のとおりである。

¹⁵⁾ 以下の記述は主として日本経済新聞縮刷版1994年11月号および12月号の情報による

図表12：ソニーの株価と東証平均株価の推移（1994年11月後半）

| 日 | ソニーの株価 | | | 東証平均株価（225種） | | 市場に関するコメント |
|----|--------|------|-------|--------------|------|--------------|
| | 終値 | 前日比 | 出来高 | 終値 | 前日比 | |
| 14 | 5,750 | 0 | 216 | 19,261 | △23 | 公的資金入り下げ渋る |
| 15 | 5,780 | +30 | 304 | 19,391 | +130 | |
| 16 | 5,800 | +20 | 452 | 19,306 | △85 | |
| 17 | 5,790 | △10 | 276 | 19,336 | +30 | 見送り気分強く、低調 |
| 18 | 5,480 | △310 | 3,974 | 19,302 | △34 | |
| 21 | 5,230 | △250 | 1,925 | 19,122 | △180 | |
| 22 | 5,110 | △120 | 2,055 | 18,963 | △159 | ソニーなど主力株下げる |
| 23 | 休日 | | | | | |
| 24 | 5,030 | △80 | 1,456 | 18,701 | △262 | NY株式下落を嫌気 |
| 25 | 5,160 | +130 | 879 | 18,667 | △34 | 下値不安消えず、模様眺め |
| 28 | 5,140 | △20 | 880 | 18,811 | +144 | NY株反発を好感 |
| 29 | 5,230 | +90 | 963 | 18,926 | +115 | |
| 30 | 5,250 | +20 | 1,302 | 19,075 | +149 | 円安など好感 |

注1. 東証平均株価は、銭単位を四捨五入してある

注2. 出来高の単位は千株

（出典）日本経済新聞縮刷版 1994年11月号、12月号

一時償却発表前日の終値5,790円から、ようやく下げ止まった24日の終値5,030円までの4日間で下落幅の合計は760円に達した。率にして、13.1%である。当時のソニーの発行済普通株式数は3億7,391万株であったので、同社の時価総額は2,842億円消滅したことになる。

1994年の秋は日米における株式市場の環境が必ずしも良好ではなかった。東証平均株価も11月18日から25日の間に合計669円（17日の終値との比較で3.5%の減）低下した。ソニーの株価下落の一部が市場環境の悪化によるものであるとすると、同社自身の理由による株価低下および時価総額の減少は10%前後であったといえないこともない。

しかし、その後のソニーの株価の回復は早く、25日からは上げに転じた。本稿末のAnnexに掲載した1994年度のソニーの株価と東証平均株価の推移のグラフを参照願いたい。¹⁶⁾同グラフで明らかなおおりに、11月以降はじりじりと上げ続け、1995年1月には5,720円まで回復している。その後、株式市場が崩

¹⁶⁾ 本グラフはソニーの提供による

れ、ソニー株も下降傾向をたどったが、同グラフのおおりに東証平均株価に比べて相対的に良好なパフォーマンスを示している。

(9) ソニーの例に見る暖簾のインプリケーション

CPE社を買収した後のソニーの連結業績は、買収によって発生した営業権によって大きな影響を受けた。

買収とともに資産側で営業権が5,702億円増加し、ソニーグループの総資産額を同額押し上げた。このため収益性指標である資産収益率（ROA）が低下した。また、営業権は当時の会計基準に従って最長40年で償却される。そのため、年間140億円余が費用として収益に課され、年度利益を圧迫した。1995年3月期になると営業権の一時償却が2,652億円発生し、ソニーグループは巨額な赤字決算に転落した。普段の存在感も薄い「暖簾」がある日突然グループの業績に巨大な負の足跡を残した。

ただし、本件の場合、損失額が大きい割には株価への影響は限定的であった。その理由

としては、損失が販売不振などの本業を原因とするものではないこと、米国子会社の暖簾の償却が身近なものとして受け止められなかったこと、ソニーの単独財務諸表は引き続き健全であったこと、などがあげられる。いずれの理由であれ、結果的には投資家をはじめとする資本市場関係者は暖簾の処理には特段の関心を示さなかったと解釈される。

一般的に、会計事象の伝播は、①企業において会計事象が発生し、②会計がそれを忠実に表現して関係者へ開示し、③その結果経済社会がしかるべき反応をする、という経路をたどる。ソニーの例では、①一時償却による巨額な損失が発生し、②それを会計が忠実に開示し、③その損失に反応して株価が長期にわたり低迷する、という展開が考えられた。しかし、現実にはそうはならなかった。そうはならなかった理由は、①と②の間、②と③の間に間隙があったためである。

①と②の間隙は、買収暖簾に関して連結会計と単独会計の連絡性の問題である。孫会社の業績不振による子会社での暖簾の一時償却を、親会社の単独業績に直接反映させるように会計基準はできていない。②と③の間隙は財務諸表の利用者側での暖簾への理解不徹底である。投資家をはじめとする多くの利用者は、暖簾の一時償却はすでに終わった過去の取引（CPE社の買収）の修正にすぎず、現在のソニーには関係のないことである、と考えたようである。こうした間隙の存在は、暖簾会計がいまだ発展途上にあることの証左ではないだろうか。

2. 暖簾の現実像と理論像

暖簾は、企業買収（M&A）に伴って発生することが多く、実務に密着した存在である。また、暖簾は、物理的実体のない抽象的なものであることから、理論的な研究にも馴染みやすいものである。実務の場で取り上げられる暖簾を現実像とし、理論的なアプローチにより取り上げられる暖簾を理論像とする。本節では暖簾の現実像と理論像について検討する。

(1) 暖簾の現実像

暖簾の金額が、(a)買収企業が支払った買収対価、と(b)被買収企業の純資産の時価（公正価値）の差額であるとするれば、暖簾の金額が合理的であるためには、(a)と(b)が合理的でなければならない。

現実の企業買収の状況を観察すると、(a)の買収対価が必ずしも合理的ではない場合がある。元来企業買収は個別性が強く、同一企業を買収するにしても、誰が買収するかによって買収価額が異なってくる。統合によって実現するコスト削減や相乗効果（シナジー）が同じではないことによる。また、買収に際して、競争者の存在が買収価額を高く押し上げ、逆に、被買収企業が売り急げば買収価額は押し下げられる。¹⁷⁾買収交渉の巧拙によっても金額は変わる。買収価額が異なれば、(a)と(b)の差額である暖簾の金額は異なる。それ故、暖簾には買収差額に含まれるさまざまな要素が混入する可能性がある。

ソニーの例では、CPE社は経営不振状態にあり、買収後も基本的な状況はさほど変わらなかった。そのためソニーは5年後に暖簾の一時償却を行ない、暖簾の簿価を適正価額へ引き下げた。この事実はCPE社の買収価額の適正さに関して疑問を生む。1980年代後半ソニーは音楽関係のハード機器の世界的なメーカーであり、1987年に米国CBSレコード社を20億ドルで買収し、ハードとソフトの融合を実現した。また、同社は映画事業で使用されるハードの主導的なメーカーであった。それ故、映画分野でコンテンツを豊富に持つCPE社を買収し、再度ハードとソフトを融合する意図で、適正価額以上の買収価額を提示した可能性がある。

企業買収は買収側の企業戦略、拡大欲求などによって動機付けられる場合がある。そうであれば、買収価額や暖簾の金額は必ずしも適正で合理的なものとは限らない。

暖簾は、建物や機械などの有形資産と基本的に異なり、それ自体単独では存在しない。企業買収が実行された後で、買収対価と被買

¹⁷⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par.B102

収企業の純資産の価値との差額として出現する。また、被買収企業を吸収合併しないかぎり、暖簾は連結貸借対照表にのみ計上され、買収企業および被買収企業の単独財務諸表には表れてこない。このため、(買収企業の経営者を除き)暖簾の存在が注意を引くことが少ない。

暖簾の持つ経済的な意味についても、現在のところ必ずしも十分な理解が得られていない。¹⁸⁾暖簾の定時償却が義務付けられている国では、毎年暖簾を償却するが、償却費はキャッシュの流失を伴わないため、投資家やアナリストの注目度は概して高くない。他方、暖簾を償却せず、減損テストが義務化されている国もある。そこでは、毎年の費用負担はないが、暖簾の価値が損なわれた場合には、減損処理が必要である。減損の発生時期の予想はかなり困難であり、減損損失は企業業績に予期しない打撃を与える可能性がある。

買収価額の大小は買収プレミアムの多寡となる。プレミアムは会計上の暖簾であり、暖簾の償却または減損を通じて買収企業の将来の経営に影響を及ぼす。そうした重要性にもかかわらず、暖簾の現実像はかならずしも合理的なものではない。

(2) 暖簾の理論像

暖簾は、差額であると同時に、買収企業と被買収企業とが経営統合することによって生じる将来の超過キャッシュフローの現在価値であり、合理的な前提と計算により算定される。合理的な暖簾の金額は、企業買収の場における買収企業の合理的な行動によってもたらされる。

企業は日常的に物やサービスの売買を行なっているが、そうした売買は合理性を持った等価交換で行なわれていると想定される。非等価交換の取引があったとしても、損失を蒙る

当事者がいるために長続きはせず、結局等価交換へと収斂する。この想定は、一般経済学での「経済人」の前提と整合的である。経済人の経済行動は合理的であり、求めて損失を蒙る取引はしないと想定されている。同じ想定は企業にも適合される。

等価交換の原則は企業買収(M&A)においても同様に貫徹される。米国財務会計基準審議会(FASB)は、企業結合に関する会計基準を制定するに際して、「実質的にすべての企業結合はそれぞれの当事者が同等の価値を受け取り、また犠牲にする交換取引である」と、等価交換を前提にしている。¹⁹⁾同様に、国際会計基準審議会(IASB)も、「ほとんどの企業結合は、各当事者が同じ価値を受け取り、犠牲にする交換取引である」と記述している。²⁰⁾

企業買収が当事者間の等価交換であるので、買収価額は被買収企業の純資産の現在価値と買収後の統合により今後発生する超過収益との和に等しくなるはずである。後者が暖簾である。

設例で考えてみよう。いま、A社(買収企業)がB社(被買収企業)の買収を企てるとする。B社の識別可能な純資産の価値は5,000万ドルとする。現実のM&Aの場では、5,000万ドルの企業価値を持つ企業をその金額では買収できない。買収プレミアムと呼ばれる割増金が必要になる。割増率を20%とすると、A社の支払額は6,000万ドルである。企業買収は等価交換であるので、A社が支払った6,000万ドルの対価は、5,000万ドルのB社の純資産と、1,000万ドルのプレミアムである。プレミアムは、会計上資産として認識できないがB社の企業価値を確実に高めている要素に対して支払われたのである。こうした要素の総和が暖簾である。A社は、B社の優れた収益力と統合効果が将来にわたってA社グループにもたらす超過収益を買収時にまとめて支払ったのである。企業買収は等価交換

¹⁸⁾ 加賀谷哲之・山田真弘(2005)は「無形資産そのものは企業固有のコンテキストを反映している可能性が高く、その内容そのものを投資家が簡潔に理解できるものとなっていないケースが多い。このため、せつかく開示したとしても、ほとんど経済効果をもたない可能性があるのである」と述べている。 pp.354-355

¹⁹⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par. B187

²⁰⁾ International Accounting Standard Board (2004a), par.B146

であるとの前提に立つと、超過収益力（暖簾）は将来にわたって毎年回収され、最終的に両者は等価になると想定される。

(3) 現実像と理論像の乖離の克服

暖簾の現実像は必ずしも合理的ではなく、理論像との間に乖離が存在する。しかし、それぞれの像は暖簾の属性そのものではない。それは暖簾を生じさせる企業買収等の取引、特に買収対価の合理性・非合理性に由来する。乖離を克服するにはどうすべきかについて、(1)、(2)に即して検討する。

まず、(1)の「暖簾の現実像」は、暖簾の「実際にある姿」（ドイツ語で"sein"）の提示である。M&A実務における買収プレミアムは会計上の暖簾であり、プレミアムには買収企業と被買収企業の戦略が入っている。買収企業の買収意図、買収競争者の存否、交渉の巧拙などの要因により買収価額が大きく異なる可能性がある。これはプレミアムに幅があることを意味する。適正なプレミアムとともに過大（少）なプレミアムが存在する。

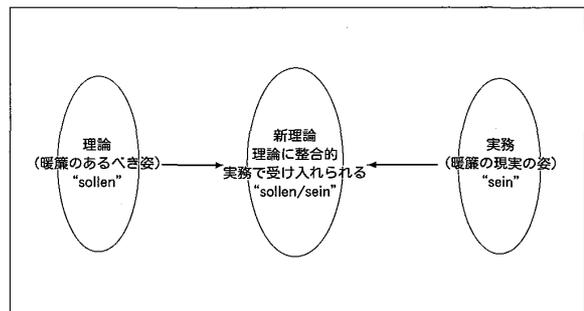
一方、(2)の「暖簾の理論像」は、暖簾を純理論的に考える上では不可欠な存在である。この像は企業買収当事者の思惑を排除し、純粹に暖簾の属性に焦点を当てる。暖簾の「あるべき姿」（ドイツ語で"sollen"）の提示といえよう。しかし、本説の前提である完全な「経済人」は、現実世界では存在しない。企業も完全な「経済法人」であることは難しい。例えば、A社は、長年の取引実績を持ち信頼の置けるB社から価額が多少高くても購入し、安値を提示した新参のC社からは購入しないだろう。²¹⁾個々の取引では経済的な合理性をもった行動をとるとは限らず、これは企業買収にも当てはまる。

(1)のように、暖簾の実務をすべて肯定することは、暖簾に将来の収益へ貢献しない要素の混入を許し、財務諸表の信頼性を低下させることになる。他方、(2)のように暖簾を純粹理論面から合理的なものであると結論付けて、それを前提とした会計処理を強制することは実務上機能しない可能性がある。

21) 株式会社グロービス編著（1995）、p.82

暖簾の「実際にある姿」（"sein"）と「あるべき姿」（"sollen"）との間に乖離があるという事実は、暖簾に関する会計上の議論がまだ未成熟であることを示唆するのではないだろうか。それ故、図表13のように、暖簾の「あるべき姿」から導かれた理論的帰結に整合的で、かつ実務上も受け入れられる暖簾の理論を作り出すことが必要になる。

図表13：暖簾の実務と理論



III. 暖簾の定義と構成要素

1. 暖簾の定義

暖簾とは何かを定義する場合、2つの方法がある。第1は、差額アプローチであり、第2は、要素アプローチである。²²⁾後者はさらに要素説と超過収益説に分かれる。

(1) 差額アプローチ

差額アプローチは、暖簾の金額を導き出す方法を用いて暖簾を定義するものである。一般には差額説をして説かれている。

本アプローチの例は、FASBにみられる。FASBは、暖簾を「買収企業の原価が取得した資産および引受けた負債に割当てた金額の純額を超える超過額」と、計算式によって定義している。すなわち、買収に際して買収企業が支払った対価から被買収企業の公正価値による純資産額を引いたものである。²³⁾

この考え方は、Johnson and Petroneの説くトップ・ダウン思考とほぼ同じである。

22) Samuelson(1996)は、差額アプローチを実務的定義 (operational definition)、要素アプローチを概念的定義 (conceptual definition) と呼んでいる。p.151

23) Financial Accounting Standard Board (2001b)、付録F

彼らはこの思考を「暖簾をより大きな資産の一構成要素」と見る考え方であるとしたうえで、さらに次のように述べている。²⁴⁾

「機械が工場の一つの構成要素と見られるのと同じように、暖簾は被買収企業に対する買収企業の投資の一構成要素と見ることができよう・・・トップ・ダウン法の下では、・・・より大きな当該資産(投資)は構成要素に分解され、取得された様々な特定可能な純資産が記録された後に、残余が暖簾に割り当てられる」

しかし、FASBの暖簾の定義は、暖簾の計算方法を示すだけであり、それ以外については何も語っていない。従って、買収対価から被買収企業の純資産の時価評価額を引いた「差額」である暖簾の研究にはその構成要素を検討する必要がある。

(2) 要素アプローチ

① 要素説

要素説は、暖簾を構成する要素を抽出し、暖簾を定義する方法である。本説は一般には潜在的無形資産説として説かれている。

要素説により暖簾を定義しているのはIASBである。IASBは、暖簾とは「個別には特定できず、別個に認識される能力のない資産

²⁴⁾ Johnson and Petrone(1998), p.294

²⁵⁾ International Accounting Standard Board (2004a), 付録A

²⁶⁾ ibid., p.294

から生じる将来の経済的な便益である」と定義している。²⁵⁾すなわち、企業の価値は有形・無形資産の単純な合計ではないという事実に鑑み、単純合計を超える価値の源泉として、個別に特定はできないが、確かに存在する資産を暖簾の構成要素として考える。

要素説は、前出のJohnson and Petroneの説くボトム・アップ思考とほぼ同じである。彼らは次のように述べている。²⁶⁾

「ボトム・アップ思考は・・・それを構成している要素の観点から暖簾を見ようとする。この方法によると、買収企業によって支払われた価額が被買収企業の特定可能な純資産の公正価値を超過する場合は、たぶん買収企業にとって価値のある何か他の資源が取得されたのである」

ここで「何か他の資源」として彼らがあげているのはFASBの6要素(後出)である。

② 超過収益説

超過収益説は、暖簾は超過収益力であると定義する。超過収益力とは、被買収企業自体に備わっているそれと、買収企業と被買収企業の統合によって新たに生み出される超過収益力の合計である。超過とは、その業界での平均的な企業に期待される収益力を上回る収益を意味する。収益とは通常売上高など企業に流入するグロスの経済的便益をいうが、ここでは暖簾の本質に鑑みて原価と費用を控除した後の利益を意味すると解される。なぜな

図表14：超過収益力の源泉

| ライン部門 | | | | スタッフ部門 | | | |
|-----------------|-------------|----------|-----------------|-----------|--------------|-------------|---------------|
| 購買 | 製造 | 販売 | サービス | 経営 | 人事 | 財務 | 研究開発 |
| 安定的で、信頼できる購買ルート | 効率的な生産設備 | 強固な販売ルート | 効率的なアフター・サービス体制 | 経営力のある経営者 | やる気を鼓舞する処遇制度 | 金融機関との良好な関係 | 豊富なシーズ |
| 効率的な購買システム | 知識経験豊富な製造部員 | 有利な販売条件 | サービスへの高い意識 | 戦略力のある職員 | 有効な研修教育制度 | 優れたレーティング | 研究者の高い能力 |
| 有利な購買条件 | 優れたメンテナンス | 迅速な資金回収 | 顧客のアクセスの容易さ | すぐ行動するトップ | 信頼できる人事評価制度 | 市場条件の常時把握 | 研究者のモラルを高める施策 |

ら、企業買収の目的はコスト削減とシナジー効果にあり、その便益は純額で考えられているからである。実際の例でみても、例えば、資産であるトラックが生み出す経済的便益は、トラックが稼得する売上高から燃料代や補修費、減価償却費などの費用を控除した純額で把握されている。

超過収益力を生じさせる具体的な要因を考えてみたい。企業の利益は突き詰めると、各部署の価値創造によって生み出される。企業が業界平均並みの能力の経営者および従業員からなり、業界平均並みに働いていれば、その収益力は平均並みである。それ故、企業が超過収益力を実現するには、業界平均を上回る比較優位を持っていなければならない。

図表14に、比較優位になりうる事項を部門別にあげた。²⁷⁾企業の活動をライン部門とスタッフ部門に分け、次に各部門を主要な4つの部署に分け、各部署の比較優位を書き出した。比較優位には、収益を増加させる要因と原価や費用を低減させる要因がある。これらの要因が加減された結果が純額としての超過利益になる。

例えば、購買の部署では、①安定的で、信頼できる購買ルート、②効率的な購買システム、③有利な購買条件、の3つがあがっている。①の安定的で、信頼できる購買ルートは、長年の取引関係をベースにして信頼関係が確立しているため、原材料の一時的な逼迫や値上がりなどに対してそれを緩和する方向に作用する。②の効率的な購買システムは、当該企業と原材料供給者の間にある無駄な経費を排除することで、有利な価格による調達が可能になる。③の有利な購買条件は、長年の信頼関係により相手側は取立て不能リスクが排除できるので、有利な購買条件を獲得することができる。

購買だけでなく、他の部署においても同様である。複数の部署が共働することにより複合的な優位性を生み出すことも観察される。業界の平均企業に比べたこうした優位性は当該企業に超過収益力をもたらす。しかし、超過収益力を生み出す個々の有利性を、信頼性

を持って測定することは不可能である。従って、超過収益力説は、定性的に正しいが、測定の困難さのために実務上の有用性は低下する。

Hedriksen and Bredaは、超過収益説に関して、「有形資産が通常利益を稼得し、その他の要素が超過利益を生むという仮定は虚構に過ぎない・・・すべての要素の相互作用によって、最終サービスないしは製品の生産および株主への現金配分が可能になる。超過利益の資本化を基礎にして企業の全体価値の一部を割当てる試みは完全に恣意的である」と述べ、超過収益説に批判的である。²⁸⁾

2. 暖簾の構成要素

差額アプローチまたは要素アプローチのどちらで暖簾を定義するにしても、暖簾の本質の探究にはその構成要素を検討する必要がある。暖簾の現実像を考察対象にすると、買収プレミアムとして現れる暖簾には様々な要素が含まれる。

(1) 6要素説

FASBは、暖簾の構成要素として以下の6要素をあげる。²⁹⁾

- ①被買収企業の認識された純資産の帳簿価額を超える超過公正価値
- ②被買収企業が認識していない他の純資産の公正価値
- ③被買収企業の既存事業の「継続企業」要因の公正価値
- ④買収企業と被買収企業の事業と純資産を結合することによるシナジーの公正価値
- ⑤買収企業の過大評価にもとづく支払対価
- ⑥買収企業による過大支払い（または過小支払い）

要素1：被買収企業の純資産の帳簿価額と公正価値の差額（含み益）であり、純資産の公正価値確定に困難さがあるなどの理由により暖簾に紛れ込むものである。

²⁸⁾ Hendriksen, Eldon S. and Breda, Michael F. van (1991), P.641

²⁹⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), pars. B102~106

²⁷⁾ 一般企業の観察に基づき筆者作成

要素2：被買収企業では認識していなかった無形資産であり、測定の困難さ故に認識基準を満たせないか、または、買収された進行中の研究開発費のように会計基準が認識を禁止しているために認識されずにあった識別可能な資産である。

要素3：被買収企業の既存事業から継続する要素の公正価値であり、純資産の相乗効果や独占利益を稼得する能力などにより超過利益を稼得する、被買収企業の能力である。こうした要素を「継続企業暖簾」(going-concern goodwill)と呼ぶことができる。

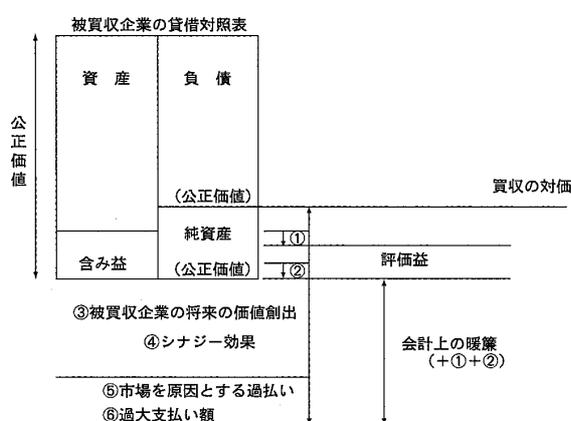
要素4：被買収企業と買収企業の双方が結合することにより創出した超過集合価値—シナジー効果—である。こうした要素を「結合暖簾」(combination goodwill)と呼ぶことができる。

要素5：被買収企業の過大評価である。本要素は測定の誤謬であり、それ自体は資産ではない。

要素6：買収対価の過大支払いまたは過小支払いである。過大支払いは、入札の実施、競争者などがある場合に発生し、過小支払いは、投売りまたは緊急処分の際に見られる。

これらの6要素の発生構造を図で示せば図表15のようになる。

図表15：暖簾発生の構造



(出典) 岡田依里 (2003年)

p.93の図に一部加除

要素1と2は、被買収企業が有するある種の資産である。要素3と4は、本質的な暖簾であり、FASBはそれらを「中核暖簾」(core goodwill)と呼んでいる。³⁰⁾要素5と6は、誤謬であり、資産ではなく、買収企業の利得ないしは損失である。

(2) 4要素説

IASBは、暖簾の構成要素として以下の4要素をあげる。³¹⁾

- ①被買収企業の「継続企業」要素の公正価値。この要素は、被買収企業がこれらの純資産を個別に使用する場合に期待できる収益率以上をそれら純資産の集合体から獲得する能力を表す。
- ②買収企業と被買収企業の純資産を結合することにより発生するシナジーとその他の便益の公正価値。これらのシナジーと便益は個々の買収に特有のものである。
- ③買収企業による支払い超過
- ④企業結合の原価または被買収企業の純資産などの公正価値の測定および認識における間違い(誤謬)

IASBは、上記の要素のうち①と②は概念的に暖簾の一部であり、「中核暖簾」と呼んでいる。また、③と④は概念的に暖簾の一部ではなく、資産ではないと述べている。³²⁾

(3) インプリケーション

FASBの6要素とIASBの4要素とを比較すると、両者の基本的な思想はほぼ同一であることがわかる。

IASB要素の①はFASB要素の③に、同②は④に、③は⑥に、④は⑤にそれぞれ対応する。しかし、IASB要素には、FASBがあげる6要素のうち要素①と②の2つが含まれていない。

FASBもIASBも同じ2つの要素を中核暖簾と呼んでいる。中核暖簾は、暖簾の中核

³⁰⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par. B105

³¹⁾ International Accounting Standard Board (2004a), par. BC130

³²⁾ ibid. par. BC131

(本質)を形成する要素である。暖簾の本源的な価値の一つは、被買収企業が買収後も生き続ける超過収益であり、他の一つは、買収企業と被買収企業が共同して創出する価値である。共同して創出される価値とは、買収で可能になったコスト削減と相乗効果により将来にわたって当該企業グループへ流入する超過収益である。企業買収に際して暖簾に投じられた資金は、これら二つの超過収益から回収される。従って、買収時における暖簾の価値は、将来発生すると予想される超過収益の現在価値に等しくなる。そうした意味においてFASB要素③と④、およびIASB要素①と②は暖簾の価値の理論値であり、理論像である。

FASB要素⑤とIASB要素④はともに測定 of 誤謬である。買収が株式交換で行なわれた場合、買収対価として新規に発行される株式数が市場で日々取引されている株式数に比べて著しく多い場合に、新規発行株式に市場価値を付すことは、買収対価の過小評価(被買収企業の過大評価)をもたらす可能性がある。新規発行株式は、より適切な指標によって評価すべきである。³³⁾

FASB要素⑥とIASB要素③は、企業買収の実務の場において頻繁に観察されるものである。買収が競争入札で行なわれた場合に、買収プレミアムは暖簾の理論値を超えることがある。買収対象会社をぜひとも獲得したい企業は、この超過金額を支払う。本要素は暖簾の一部を形作るが、実は暖簾の本質的な一部ではない。理由は、本要素には資産性がないからである。資産性とは、将来の経済的便益を企業へもたらす能力である。従って、本要素を暖簾の一部として取り込んだ場合には、無価値なものを資産計上することになり、将来減損処理が必要になるだろう。

FASBがあげる要素①と②は、ともに被買収企業が所有する資産である。従って、連結ベースでの暖簾の一部というよりも、被買収企業の価値の一部である。例えば、要素①は、被買収企業が認識しなかった保有資産の含み

益である。要素②は、被買収企業が保有する無形資産のうち個別に識別されるべきであるが、そうされなかった資産の公正価値である。従って、これらはともに暖簾の本質的な一部ではない。

暖簾の現実像と理論像に立ち戻って構成要素を再検討してみたい。現実の企業買収の場で発生する買収プレミアムにはFASBおよびIASBがあげたすべての要素が混入する可能性がある。一方、会計規範であるSFAS141号およびIFRS3号は暖簾の本質は中核暖簾の2要素であると規定している。そうであれば、中核暖簾以外の要素は買収時に中核暖簾から分離処理され、暖簾の一部として認識すべきではない。しかし、SFAS141号およびIFRS3号ともにそうした厳密な処理を要求していない。この点に暖簾の現実像と理論像の不整合がある。暖簾会計の今後の検討課題である。

IV. 暖簾の資産性

本章では、暖簾が資産である根拠を(a)実務性と(b)規範性の2面から検討する。

会計は日常の商取引において使用されるものである。その規準は実務的でなければならない。同時に、会計は規範性を備えていなければならない。利用者が勝手な処理に走り、会計情報が信頼できないものになる。実務面では、暖簾を資産として取り扱う会計慣行は確立している。主要国企業の財務諸表において、暖簾を資産ではないとしている例はない。従って、(a)の実務性は充足している。

次に(b)の規範性の面から検討する。規範面からの資産性の検討は、まず定義上の適否を判定し、次に認識規準の適否を判定する。この2段階のテストに合格して初めて当該項目は貸借対照表に計上される能力を持つ。適否の判定は規範の規定—多くの場合概念フレームワーク—による。この手法は、概念フレームワークを有する国およびIASBにおいて、暖簾のみではなくすべての貸借対照表項目に等しく適用されている。

³³⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par. B102

1. 資産性の検討 (FASB)

(1) 資産の定義の充足

FASBは、SFAS141号および142号において暖簾の資産性につき検討を行っている。検討の規範は、概念フレームワークとしての財務会計概念記述書 (SFAC) である。SFACはそれ自体会計基準ではないが、会計基準と同様にデュー・プロセスを経て策定されており、企業会計の共通インフラとなっており、会計基準に係わる判断、解釈、議論の根拠 (準拠枠) としての機能を有する。

資産の定義はSFAC6号が以下のように規定している。³⁴⁾

「過去の取引または事象の結果として、特定の企業によって取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益をいう」

ここでは、ストックである資産が、フローである将来の経済的便益 (future economic benefit) によって定義されていることが注目される。従来の資産の定義は、過去の原価のうち費用化されていない部分であり、ストックによる定義であった。両者の相違は会計観の相違である。前者の定義は資産負債中心観に立脚しており、後者は収益費用中心観に立脚している。³⁵⁾

資産負債中心観では、資産としての属性は、将来にわたって企業に経済的便益 (キャッシュフロー) をもたらすことである。その価値は、当該資産が生み出す将来の純キャッシュフローの現在価値の合計と等しい。一方、収益費用中心観では、資産は経済的な価値を持つ有形・無形の物や権利であり、その測定属性は取得のために支払った原価である。資産は原則として予想耐用年数にわたって減価すると仮定されている。従って、資産の財務諸表計上額は、取得原価から今日までに費用処理された減価額を控除した額、すなわち、原価のうちいまだ費用化されていない部分である。FASBによる資産の定義は、資産負債中心観に立脚するものであるが、多くの概念フレーム

ワークはこの会計観に立っている。

上記の資産の定義を受けて、FASBは資産の本質的な特徴を以下のように規定する。³⁶⁾

- (a) 資産は、単独または他の資産と結合して、直接的・間接的に将来の純キャッシュ・インフローに貢献する能力を持つ、発生の可能性の高い将来の経済的便益である、
- (b) 特定の企業がその経済的便益を獲得することができ、当該便益へ他の企業が接近するのを規制することができる、かつ
- (c) その便益に対する企業の権利または支配を付与する取引またはその他の事象がすでに発生していること、である。

FASBは、本規定に沿って暖簾の資産性を、①将来の経済的便益、②支配、③過去の取引または事象の観点から判定している。これら3要件の中では、①の将来の経済的便益に関する証明に多少の苦勞をしている。結局、他の資産と結合して暖簾が売買される (=資産と暖簾は不可分) という事実を証拠としてあげている。現実の企業買収の場では、買収プレミアム (暖簾) は将来の経済的便益を生む能力があると認められている。(それ故に買収企業は割増金を支払う)。FASBによる検討の結論を先取りすれば、暖簾はこれらの要件を充足している。

① 将来の経済的便益

将来の経済的便益については、SFAC6号が以下のように規定している。³⁷⁾

「将来の経済的便益は、資産の本質である。資産は、それを有する企業にとって価値ある他のものと交換されたり、その企業にとって価値ある何らかのものを生産するために用いられたり、あるいは、負債を決済するために使用されたりすることによって、企業に役立つ能力を有する」

本規定の内容に沿って暖簾を考察すると、暖簾は、①企業にとって価値がある他のものと交換できず、②企業にとって価値あるもの

³⁴⁾ Financial Accounting Standard Board (1985), par.25

³⁵⁾ 梅原秀継(2000), pp.28-29

³⁶⁾ Financial Accounting Standard Board (1985), par.26

³⁷⁾ ibid. par.172

の生産に使用できず、③企業の負債を決済するために使用できない。従って、暖簾は上記に規定する将来の経済的便益を有さないことになる。

一方、SFAC6号は、将来の経済的便益に関して以下のようにも規定している。³⁸⁾

「将来の経済的便益の最も明確な証拠は市場価格が存在することである。通常売買されるいかなるものも将来の経済的便益を有しており、これはある買い手がいくつかの項目を一括購入または企業結合において獲得し代価を支払う意図をもつような個別項目も含まれる」

暖簾は、自身で独立してキャッシュフローを生み出すことはないので、市場で単独に売買されることはない。しかし、他の資産が売買される際には、それらと結合して売買され、価格がつけられる。企業買収(M&A)が良い例である。それ故、暖簾は上記に規定する将来の経済的便益を有する。

② 支配

資産の要件の(b)は、将来の経済的便益に対する支配である。この点に関しては、暖簾は、買収企業が被買収企業の方針と経営を支配する能力があるので、本要件は充足されたと考えることができる。³⁹⁾換言すれば、買収企業による支配能力がなければ、企業結合そのものが成り立たないので、暖簾の資産性を考えるまでもないことになる。

③ 過去の取引または事象

資産の要件の(c)は、将来の経済的便益に対する支配は、過去の取引または事象に由来するものでなければならない。暖簾に関しては、買収企業が支配持分を獲得した取引が過去の取引または事象であり、本要件は充足されている。⁴⁰⁾

(2) 認識規準の充足

暖簾は資産の定義を充足すると論拠を得た。フレームワークに従うと、次に、暖簾は資産として財務諸表上で認識できるか否かが問われる。判定基準(基本的認識規準)はSFAC5号に規定されている。⁴¹⁾それらは、①定義、②測定可能性、③目的適合性、④信頼性の4つである。FASBは、以下のような検討により暖簾をこれらのテストにかけたが、結果は合格であり、暖簾の資産性は充足された。

ただし、FASBによる検討には、①の定義はともかくとして、残る3要件に関して若干の問題が残る。②の測定可能性は、暖簾が中核暖簾以外の要素を含む場合であっても、暖簾を全く記帳しないよりはよい、という相対的な判断によっている。③の目的適合性は、賛否両論をどのように判定したのかという問題が残る。④の信頼性は、検証可能性と中立性からの検証を行っていないことに加えて、暖簾が中核暖簾以外の要素を含む場合であっても、それらを費用または損失として処理するよりは表現の忠実性がある、という相対的な判断によっている。しばしば極端な事象を相手とした相対的な判断に依拠しなければならない点に暖簾会計の未成熟性がうかがえる。

① 定義

暖簾は、すでに見たとおり資産の定義を充足しているので、本要件は満たしている。

② 測定可能性

測定可能性についてはSFAC5号に以下の規定がある。⁴²⁾

「資産、負債または持分の変動は、十分に信頼性のある貨幣単位で数量化され、かつ目的に適合する属性を有していなければならない」

FASBは、暖簾の当初測定に関して、暖簾には中核暖簾以外の要素が混入する可能性が

³⁸⁾ ibid. par.173

³⁹⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par.B115

⁴⁰⁾ ibid. par.B 115

⁴¹⁾ Financial Accounting Standard Board (1984), par.63

⁴²⁾ ibid. par.65

⁴³⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), pars.B 123 & B124

あるが、測定は可能である、としている。⁴³⁾ 現実の企業買収の場においては、買収企業は被買収企業の純資産の公正価値を事前知っているわけではない。最善の見積もりによって買収価額を算定する。買収が成功した後の結合会計（合併会計）によって初めて被買収企業の純資産の公正価値が厳密に計算される。この公正価値と買収対価の差額が暖簾であるので、結合会計を通じて暖簾の当初測定は可能である。

ただし、暖簾と買収プレミアムとは理論的整合性が必ずしもとれていないので、暖簾に中核暖簾以外の要素が混入することは避けられない。この事実を鑑みFASBは、暖簾の測定に中核暖簾以外の要素を含む場合であっても、暖簾を全く記帳しないより望ましい、と相対的な結論を下している。

また、FASBは、暖簾の当初認識後の測定に関して、その減耗または価値減少の程度を決定する困難性があり、複雑であることを認めている。しかし、当初認識後の認識は、多くの他の資産ほど容易ではないが、測定可能性の要件は満たしている、としている。⁴⁴⁾ この問題はFASBが言うほど簡単ではない。暖簾に減耗または価値減少があったとしても、内部創出暖簾が価値減少分に代置し、表面的には不変である可能性もある。今後さらに検討したい。

③ 目的適合性

暖簾に関する情報が目的に適合しているかどうかを判定するにあたり、FASBは主として以下のような証拠となる資料を検討した。⁴⁵⁾

- (a) 特別委員会が報告し、投信運用・調査協会の財務会計方針委員会が「1990年代とその後の財務報告」で表明した使用者の見解
- (b) 「経済的付加価値」(EVA) および類似の測定値の増大する使用を検討
- (c) 暖簾と企業の市場価値との関係に関する最近の調査研究

これらの資料を検討した結果、FASBは、

暖簾に関する情報は財務諸表の利用者にとって意味を持っており、目的適合性の要件を満たしているとしている。

FASBが結論付けたように、暖簾に関する情報の開示は、開示がない場合と比較すると、財務諸表の利用者にとって有用である。暖簾は、被買収企業へ支払ったプレミアムの額であり、買収企業グループが今後の営業を通じて回収すべき金額を示す。それ故、暖簾に関する情報は、当該グループの将来の業績予想などに有用な情報である。しかし、暖簾に関する情報が、他の情報と比べて相対的にどれほどの有用性を持つかに関して一致した結論はでていない。一層の実証調査が必要である。

④ 信頼性

信頼性について、SFAC5号が以下のように規定している。⁴⁶⁾

「ある項目についての情報が信頼しうるものであるためには、当該情報が表現の忠実性、検証可能性および中立性という特性を有するものでなくてはならない」

信頼性の中核をなす表現の忠実性を検討すると以下ようになる。

表現の忠実性については、SFAC2号に以下の規定がある。⁴⁷⁾

「表現の忠実性とは、測定値または記述と、それが表現すると主張する現象の間の対応または一致をいう」

したがって、暖簾が中核暖簾（要素3、4）だけでなく被買収企業の帳簿価額を超える公正価値の超過額（要素1）または被買収企業が認識しなかった純資産の公正価値（要素2）を含んでいればその限度で、表現は忠実でなくなる。ただし、要素1および2はある種の資産であるために、表現の忠実性を完全に失うわけではない。同時に、暖簾は買収企業の過大評価にもずく支払対価（要素5）または買収企業による過大支払い（要素6）を含む可能性がある。暖簾が資産ではない要素5お

⁴⁴⁾ ibid. pars.B 125&B 126

⁴⁵⁾ ibid. pars.B 127～ B129

⁴⁶⁾ Financial Accounting Standard Board (1984), par.75

⁴⁷⁾ Financial Accounting Standard Board (1980), par.63

よび6を含む限度において、表現が忠実でなくなる。⁴⁸⁾これを図示したものが図表16である。

要素5および6は別として、中核暖簾とともに資産である要素3および4を費用または損失とすることは表現の忠実性がないことになる。FASBは、会計における表現の忠実性または測定の信頼性は絶対的なものではなく、むしろ程度の問題（相対的）である、との認識を示している。⁴⁹⁾

図表16：暖簾の表現忠実性

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|----------------|
| 忠実性あり | | 相対的忠実あり | | 忠実性なし | |
| 要素3 (資産) | 要素4 (資産) | 要素1 (資産) | 要素2 (資産) | 要素5 (利得/損失) | 要素6 (利得/損失) |

FASBによる信頼性の検討は表現の忠実性を以って終了している。SFAC5号には、信頼性を構成する他の特質として検証可能性と中立性があげられている。簡単に触れたい。

検証可能性は、FASBにより以下のように定義されている。⁵⁰⁾

「測定者間の合意を通じて、情報が表現しようとするものを表現していること、または誤謬もしくは偏向もなく測定方法が選択適用されていることを保証する能力」

暖簾の測定値は、結合会計（合併会計）によって確定する。この確定値は複数の測定者による検証が可能である。その意味では、暖簾は検証可能性を充足している。しかし、一步進めて、暖簾を構成する要素別の測定値算出は現実には困難である。暖簾の本質である中核暖簾の金額を他の要素から分離して算出することはできていない。今後の課題である。

中立性は、FASBにより以下のように定義されている。⁵¹⁾

「あらかじめ定められた結果を達成し、または特定の行動様式を導き出すことを

意図した偏向が報告情報に存在しないこと」

暖簾は、多くの場合企業買収の結果として生じる。あらかじめ意図した方向へ向けて暖簾を生じさせるのではなく、それぞれ独立変数である買収対価と被買収企業の純資産の公正価値との差額として外生的に生まれる。それ故、暖簾の中立性は充足されていると考えられるが、中立性の問題はより深く検討されなければならないので、ひとまず措く。

2. 資産性の検討 (IASB)

IASBによる暖簾の資産性の検討は基本的にFASBのそれと同じである。資産の定義の適否を判定し、次に認識規準の適否を判定する。規範として使用されるのは、1989年に制定された「財務諸表の作成表示に関する枠組み」（「フレームワーク」）である。IASBはこの2段階テストを行い、結論として暖簾の資産性を認めている。

(1) 資産の定義の充足

フレームワークは資産を以下のように定義している。⁵²⁾

「資産とは、過去の事象の結果として企業に支配され、将来の経済的便益が当該企業へ流入すると期待される資源である」
将来の経済的便益については、

「資産に化体している将来の経済的便益とは、直接または間接に当該企業へのキャッシュフローに貢献する能力である」⁵³⁾

と規定している。IASBは、中核暖簾はそこから将来の経済的便益が企業へ流れ込むと期待される資源を表すので資産の定義の後半は充足されている、と結論付けている。

企業による支配に関して、IASBは、中核暖簾は少なくとも部分的にはよく訓練された労働力、顧客の忠誠心などの要因によって生じるが、これらの要因は企業によって支配されているとみなすことはできない、と述べている。労働力も顧客も会社を去ることができ

⁴⁸⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par.B132

⁴⁹⁾ ibid. pars.B 133~B135

⁵⁰⁾ Financial Accounting Standard Board (1980)、用語解説

⁵¹⁾ ibid.

⁵²⁾ International Accounting Standard Committee (1989), par.49(a)

⁵³⁾ ibid. par.53

るからである。しかしながら、支配は被買収企業の方針と経営を支配する買収企業の力によって提供されると、IASBは結論付けている。⁵⁴⁾中核暖簾はフレームワークの資産の定義を充足していることになる。

一方、IASBによる暖簾の4要素のうち、暖簾が③の過大支払いと④の測定誤謬を含む場合は、資産ではない要素が混入するために表現の忠実性が失われる。他方、暖簾の各要素を厳密に測定することも現在の会計技法をもってしては不可能である。従って、問題は、4要素をすべて包含する暖簾を、資産として認識するのと費用として認識するのとではどちらが表現の忠実性が高いかということになる。IASBは、買収日において暖簾は主として中核暖簾から構成されていると考えられるので、それを資産として認識するほうがそうでない場合に比べて表現の忠実性に沿うと結論付けている。⁵⁵⁾それ故、暖簾は資産の定義を充足する。

(2) 認識規準の充足

フレームワークには資産の一般的な認識規準が以下のように規定されている。⁵⁶⁾

(a) 当該資産に関する将来の経済的便益が、企業に流入する可能性がかなり高いこと

(b) 当該資産の原価または価値を十分な信頼性をもって測定できること

(a)を「将来の経済的便益の蓋然性」(probability of future economic benefit)、(b)を「測定の信頼性」(reliability of measurement)という。⁵⁷⁾

一方、IAS38号「無形資産」は、無形資産の認識規準を以下のように定めている。⁵⁸⁾

(a) 当該資産に関する将来の経済的便益が、企業に流入する可能性がかなり高

いこと

(b) 当該資産の原価を十分な信頼性をもって測定できること

両者の認識基準を比較すると、微妙な差異がある。フレームワークの資産の一般的認識規準は、信頼性をもって測定できる対象を「原価または価値」としているが、無形資産の場合は「原価」である。後者の基準から「価値」を排除した主たる理由は、建物、設備などの有形固定資産の当初認識を原価で行なうことを規定しているIAS16号⁵⁹⁾との整合性を取るためである。⁶⁰⁾

暖簾は無形資産であるので、IAS38号の規定に従う。(a)の要件はすでに充足している。(b)に関して、IASBは、買入暖簾の個々の構成要素に帰属する金額を決定することは不可能であるが、前述のとおり、暖簾を資産として認識することはそれを費用として認識するよりも表現の忠実性に沿うと述べている。こうした論理により暖簾は認識規準を充足するとされる。

表現の忠実性の判定に際して、IASBは絶対的な忠実性を求めず、資産として認識するほうがより合理的であるとの相対的な忠実性によっている。この点に暖簾の現実像と理論像の懸隔が再度観察される。

V. 暖簾と無形資産との境界

1. 無形資産のスペクトラム

前章での検討により暖簾は資産であることが確認された。資産には、有形資産と無形資産があるが、暖簾は無形資産の一つである。

暖簾は買収対価と被買収企業の純資産の公正価値の差額として発生するので、特許権など他の無形資産と異なる属性を有している。そのため、暖簾および無形資産を扱う場合、暖簾を含んだ無形資産(広義)と暖簾を含まない無形資産(狭義)の2つを区別しておく議論が分かりやすい。FASBもSFAS142号に「暖簾およびその他の無形資産」というタ

⁵⁴⁾ International Accounting Standard Board (2004a), par.BC132

⁵⁵⁾ International Accounting Standard Board (2004a), pars.BC133 ~ BC135

⁵⁶⁾ International Accounting Standard Committee (1989), par.89

⁵⁷⁾ *ibid.*, pars. 85&86

⁵⁸⁾ International Accounting Standard Committee (1998), par.21

⁵⁹⁾ International Accounting Standard Committee (1982), par.7

⁶⁰⁾ International Accounting Standard Committee (1998), pars.BCZ43 & BCZ44

イトルを付している。本タイトルの含意は、「暖簾は無形資産の一種であるが、その特異な属性から他の無形資産と区別して扱う」ということである。

暖簾の定義はすでに検討したので、次に暖簾を含まない無形資産（狭義）とは何かを検討する。FASBは無形資産（狭義）であるための要件として以下の2つをあげている。⁶¹⁾

- ① 法律上ないしは契約上の権利に基づいている、または
- ② 他のものから分離することができる（分離可能性）

無形資産（狭義）の代表的な例は、特許権や著作権である。いずれも法律上の権利であり、法律によって保護されているので、上記要件の①を充足する。また、②の要件を満たす代表的な例としては、顧客名簿がある。顧客名簿は法律上の権利ではないが、それ自体他のものから分離して売買されており、経済的価値を有している。

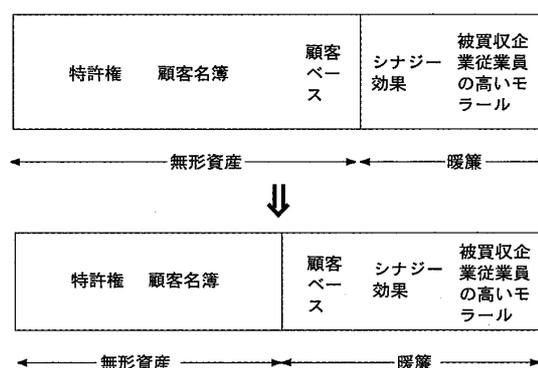
企業社会には、目には見えないが経済的価値を有するものが多数存在している。それらは将来の経済的便益を生むので、広い意味での無形資産である。これらを識別可能性の高いものから低いものへと並べると、図表17のような無形資産のスペクトラムが出来る。スペクトラムの左端には識別可能性が高く、上記要件の①を満たす特許権等があり、次いで②の要件を満たす顧客名簿等が現れる。スペクトラムの右側には、識別可能性が相対的に低い無形資産がおかれる。例えば、統合によるシナジー効果、被買収企業の従業員の高いモラルなどである。最も右端には識別できない価値が置かれる。

このスペクトラムの重要な点は、狭義の無形資産と暖簾とをどこで区切るのかにある。無形資産と暖簾の会計処理が異なるために、境界の決定が大きな意味を持つ。境界は主として無形資産の定義によって決定される。定義が変われば必然的に境界も移動する。

図表17の上側のスペクトラムはSFAS141号制定前のものである。無形資産の定義が、

識別可能性にあったため、顧客ベースが無形資産として分類されており、暖簾との境界はその右側にある。下側のスペクトラムはSFAS141号制定後のものである。無形資産の定義が変更されたため、顧客ベースは無形資産（狭義）ではなくなった。その結果、暖簾との境界はその左側に移動した。

図表17：暖簾と無形資産のスペクトラム



2. 境界の画定

無形資産（狭義）と暖簾との境界画定は従来さほど容易ではなかった。しかし、SFAS 141号によって無形資産（狭義）の定義が明確にされたので、そうした困難性は減少した。

FASB は1999年の公開草案において6グループ42項目（項目内のサブ項目は含まず）を無形資産（狭義）として例示した。⁶²⁾一方、その2年後に制定されたSFAS141号では5グループ29項目（同）になっている。⁶³⁾グループ分けは図表18のとおりである。

⁶²⁾ Financial Accounting Standard Board (1999), 付録 A

⁶³⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par.A14

⁶¹⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par.39

図表18：暖簾とは別に識別可能性を満たす無形資産の例

| 1999年公開草案 | SFAS141号「企業結合」 |
|------------------|----------------|
| 1. 顧客または市場に基づく資産 | 1. 販売に関連する無形資産 |
| 2. 契約に基づく資産 | 2. 顧客に関連する無形資産 |
| 3. 技術に基づく資産 | 3. 芸術に関連する無形資産 |
| 4. 法律に基づく資産 | 4. 契約に基づく無形資産 |
| 5. 人的資源に基づく資産 | 5. 技術に基づく無形資産 |
| 6. 組織および財務に基づく資産 | |

SFAS141号は、無形資産（狭義）を、①法律または契約から発生する権利、もしくは②法律または契約からは発生しないが、分離可能なもの、と明確に定義をした。SFAS141号のリストに記載されているものはすべてこの2要件を満たすものである。

図表18により1999年公開草案とSFAS141号のリストを比較してみよう。1999年版の「顧客または市場に基づく資産」は、SFAS141号では「販売に関する無形資産」と「顧客に関する無形資産」に分けられた。1999年版での「契約に基づく資産」と「技術に基づく資産」はほぼそのままSFAS141号に取り入れられている。また、SFAS141号では、法律による権利は無形資産を定義する一つの要件となったため、1999年版の「法律に基づく資産」は不要になった。⁶⁴⁾

1999年版にあった「人的資源に基づく資産」および「組織および財務に基づく資産」はSFAS141号には引き継がれなかった。代わりに、SFAS141号では「芸術に関する無形資産」が付け加わっている。

1999年版において無形資産として例示されたが、SFAS141号のリストからは除かれたのは、無形資産（狭義）に新しい定義が与えられたことによる。除外された項目は、認識可能な無形資産であるが、無形資産の2要件を満たせないもの、すなわち、①属性として無形資産に入らないもの、または②要件を満たしてはいるが、信頼性のある測定が困難なものである。こうして排除された項目は、無

形資産として単独で計上されず、暖簾の一部を構成することになる。

① 属性として無形資産に入らないもの

属性として無形資産に入らなくなったものの例として顧客ベースがある。FASBは、顧客ベースを、ファーストフードのフランチャイズなど企業が識別できない顧客のグループとみなし、認識する要件を満たさないとした。その他には、顧客サービス能力、地理的市場または場所における存在、組合のない状況または強力な労働関係、進行中の教育または採用計画、顕著な信用格付けおよび資本市場へのアクセス、ならびに政府との有利な関係なども無形資産の定義を満たさないとされた。⁶⁵⁾

② 測定困難性のために無形資産に入らないもの

測定困難性のために無形資産に入らないものの例としては、労働力の集合体がある。多くの企業の重要な資源である労働力の集合体が無形資産としての認識要件を満たす場合でも、その公正価値はしばしば再調達原価—労働力を雇用し、教育するための原価—で測定される。再調達原価は企業結合により買収した無形資産の公正価値を忠実に表現しているわけではない。労働力の集合体の価値を十分な信頼性をもって測定する技法は、現在のところない。その結果、労働力の集合体は無形資産として認識するのではなく、その公正価値を暖簾として

⁶⁴⁾ IASBのIFRS3号は、無形資産としてSFAS141号と同じ5グループを規定している
(International Accounting Standard Board (2004b))

⁶⁵⁾ Financial Accounting Standard Board (2001b), par.B165

⁶⁶⁾ ibid., par.B169

当初金額に含める。⁶⁶⁾

FASBは、無形資産を明確に定義することによって、暖簾との境界を画定する方策を取ったが、それは成功しているといえる。

VI. まとめ

本稿では、まずソニーによるコロンビア社(CPE社)の買収を取り上げ、巨額な暖簾がソニーグループに与えた影響を示すと同時に、巨額な一時償却に対する資本市場の反応を考察した。ソニーの実例によって示された暖簾の現実像は、暖簾理論の演繹から導かれた理論像とは少なからず乖離するものであった。この乖離の原因とその克服について検討した。

暖簾を定義するにはいくつかのアプローチがある。いずれのアプローチをとるにしても暖簾の構成要素を理解することが不可欠である。暖簾の構成要素は複数あるが、そのうちの2要素のみが本質的な暖簾(中核暖簾)である。企業買収の実務においては暖簾に非本質的な要素が混入する。現行の会計基準は、暖簾は本質的な要素によって構成されるべきであるとしながらも、買収プレミアムを暖簾として会計処理することで非本質的な要素の混入を許している。暖簾の現実像と理論像の乖離の解消をいかに進めていくかは今後の課題である。

暖簾の資産性の検討を、実務性と規範性の両面から行なった。暖簾を資産として扱う実務性は充足されている。規範性に関しては、FASBとIASBによる検討手法を取り上げた。資産性を判定する規範としては、当該機関によって制定されている概念フレームワークを使用した。その結果、暖簾は規範面からも資産であると認定された。

現実の企業にあっては、暖簾とそれ以外の無形資産の構成要素の数は無数にあり、それらを識別可能性の程度に応じて並べるとスペクトラムができる。スペクトラム上の暖簾とそれ以外の無形資産との境界は、無形資産の定義によって移動しうる。現に米国SFAS141号の制定により、それまでの無形資産の範囲が変更され、従来の無形資産の一部が暖簾へ

移行した。暖簾と無形資産の会計処理方法が異なるために、両者の境界をどこに置くかは重要である。

本稿に続いて、暖簾の償却および減損問題ならびに暖簾の定時償却が非償却・減損へと移行した理由を研究する。

— 以上 —

[参考文献]

- 梅原秀継 (2000) 『のれん会計の理論と制度』 白桃書房
- 岡田依里 (2003) 『企業評価と知的財産 (改訂版)』 税務経理協会
- 加賀谷哲之・山田真弘 (2005) 「無形資産の開示をめぐる欧州の展開」、『無形資産会計・報告の課題と展望』 日本会計研究学会特別委員会編 pp.344-362
- 株式会社グロービス編著 (1995) 『MBAマネジメント・ブック』 ダイヤモンド社
- AAA Financial Accounting Standards Committee (2004) , "Commentary on the IASB's Exposure draft on Business Combinations", *Accounting Horizons*, Vol.18, No.1, pp.55-64
- Accounting Principles Board of AICPA (1970a) , *APB Opinion No.16 Business Combinations*
(1970b), *APB Opinion No.17 Intangible Assets*
- Financial Accounting Standard Board (1980) , *Statement of Financial Accounting Concept No2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*
(1985), *Statement of Financial Accounting Concept No5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*
(1985), *Statement of Financial Accounting Concept No6, Elements of Financial Statements*
(1999), *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standard, Business Combinations and Intangible Assets*
(2001a), *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standard, Business Combinations and Intangible Assets -Accounting for Goodwill*
(2001b), *Statement of Financial Accounting Standard No.141 Business Combinations, June 2001*
(2001c), *Statement of Financial Accounting Standard No.142 Goodwill and Other Intangible Assets*
- Hendriksen, Eldon S. and Breda, Michael F. van (1991), "Accounting Theory (Fifth Edition)", Irwin,
- International Accounting Standard Board (2004a), *International Financial Reporting Standard IFRS3, Business Combinations*
(2004b), *Illustrative Examples, IFRS3, Business Combinations*
(2004c) , *Basis for Conclusions on International Financial Reporting Standard IFRS3, Business Combinations*
- International Accounting Standard Committee (1982) , *International Accounting Standard No.16, Property, Plant and Equipment, revised 1998 & 2003*
(1983), *International Accounting Standard No.22, Business Combinations, revised 1993 & 1998*
(1989), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*
(1998), *International Accounting Standard No.38, Intangible Assets, revised 2004*

- Johnson, L. Todd and Petrone, Kimberley R. (1998) , "Is Goodwill an Asset?",
Accounting Horizons, Vol. 12, No. 3, pp.293-303
- Samuelson, Richard A. (1996) , "The Concept of Assets in Accounting Theory",
Accounting Horizons, Vol. 10, No. 3, pp.147-157

ソニーの株価と東証平均株価の動き

Annex

